認可外保育施設立入調査実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、認可外保育施設指導監督実施要綱（以下「要綱」という。）第７条の規定により、認可外保育施設（以下「施設」という。）に対する立入調査について、必要な事項を定める。

（立入調査の目的）

第２条　立入調査は、施設の運営が、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）その他関係法令及び通知等に照らし適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な是正又は助言等の措置を講ずることにより、児童の福祉と施設の適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とする。

（実施の原則）

第３条　立入調査の実施は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成１３年３月２９日付け雇児発第１７７号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督通知」という。）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成１７年１月２１日付け雇児発第０１２１００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を原則とし、本要領に特別の定めのないものについては、同通知の内容によるものとする。

（立入調査の対象及び種別）

第４条　立入調査は通常の立入調査及び特別立入調査とする。

２　通常の立入調査については、法第５９条の２第１項における届出対象施設（法第６条の３第１１項に規定する業務を目的とする施設（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。）について、年１回以上行うことを原則とする。また、届出対象外施設についても、必要と判断する場合に立入調査を行うものとする。

３　居宅訪問型保育事業者については、通常の立入調査に代えて、年１回以上集団指導により行うことを原則とする。

４　特別立入調査は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時実施するものとする。

（立入調査の実施計画）

第５条　健康福祉センター（以下、「センター」という。）は、社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱（平成１６年４月５日付け健指第１７号）第７条各項の規定に準じて実施計画の策定等を行うものとする。ただし、年度途中に新規に把握され、実施計画にない施設についてもできる限り立入調査を行うものとする。

（通知）
第６条　立入調査の実施に当たっては、当該立入調査の対象となる施設に対し、調査の期日、調査職員の氏名その他必要な事項を事前に通知するものとする。ただし、特別立入調査において事前に通知せずに実施することが適当であると認められる場合はその限りでない。
２　立入調査のうち通常の立入調査の事前通知は、原則として調査実施日の２か月前までに行うものとする。

（立入調査の方法）
第７条　立入調査は、原則として２名以上の職員により実施するものとする。
２　立入調査のうち通常の立入調査を実施するときは、立入調査資料として、別に定める立入調査調書及び次の各号に掲げる書類のうち必要と認めるものを立入調査実施日の２週間前までに提出させるものとする。
一　認可外保育施設運営状況報告書の写し
二　保険契約書の写し、施設平面図、パンフレット、料金表等
三　入所児童の状況がわかる書類
四　保育従事者の勤務の体制がわかる書類
五　その他指導監督に必要と認める書類
３　立入調査は、当該施設の通常開所時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
４　調査職員は、立入調査に当たって設置者又は管理者（以下、「設置者等」という。）にあらかじめその趣旨を説明するものとする。
５　調査職員は、提出された立入調査資料を基に当該施設の運営状況等について、設置者等から説明を求めることを基本とし、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとする。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は利用児童の保護者等から事情を聴取し、また、施設内での虐待が疑われる場合については、利用児童の様子を確認するものとする。
６　立入調査職員は、説明を聴取するほかに、施設、設備、運営及び帳簿書類等について、実地で確認する等調査の実効を図るよう努めるものとする。

（立入調査の立会い）
第８条　立入調査は、設置者等の立会いを得て行うものとする。

（立入調査結果の講評）
第９条　立入調査終了後、立入調査の結果について、是正又は改善を要する事項を整理し、設置者等に対して、上位の職員が講評を行うものとする。

（復命書の作成）
第１０条　調査職員は、復命書を作成しなければならない。

（改善等の指示）

第１１条　認可外保育施設指導監督基準（指導監督通知別添「認可外保育施設指導監督基準」。以下「基準」という。）に照らして、改善を求める必要があると認められる場合は、当該施設設置者へ文書指導を行うこととする。なお、運営管理や入所児童の処遇等が著しく不適切と思われる重要な事項については、あらかじめ子育て支援課と協議するものとする。

２　基準に基づく指導事項に該当する場合であって、違反の程度が軽微である場合又は文書指導を行わずとも改善が見込まれる場合については、口頭指導を行うこととする。ただし、即時に改善できる事項であって立入調査実施中に改善された事項又は立入調査実施後の追加報告等により改善が確認できた事項については口頭指導として取り扱わないこととする。

３　基準に基づく指導事項でない事項であって、法令等に適合していないと考えられるもの又は施設運営に資するものと考えられる事項等については、助言を行うこととする。

４　文書指導、口頭指導及び助言は、指導事項等別記により行うこととし、文書指導及び口頭指導のあった事項については、是正又は改善の状況報告書（別記第１号様式）により、原則として、立入調査結果通知日の１か月後までに報告を求めるほか、必要に応じて、その状況を確認するものとする。

５　センターは、是正又は改善の状況報告書未提出の施設設置者に対し督促を行うとともに、是正又は改善の状況報告書提出済みの施設設置者に対し、必要に応じ聞取り調査及び現地調査等を実施することにより、改善状況等の正確な把握に努めるものとする。

（通常の立入調査の特例）

第１２条　通常の立入調査は、第４条第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる全ての要件を満たす施設（ベビーホテルを除く）に対しては、書面による調査とすることができる。

一　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること。

二　その他、施設の運営について問題となる事由が認められないこと。

２　前項の規定にかかわらず、２年につき１回以上（子ども・子育て支援法第５９条の２の規定による仕事・子育て両立支援事業に係る施設に対しては５年につき１回以上）は立入調査により行うものとする。

３　通常の立入調査は、災害、感染症の拡大その他特別の事情により実施することが困難である場合は、第４条第２項及び前２項の規定にかかわらず、書面による調査とすることができる。

（記録等の整備）

第１３条　センターは、施設の現況及び過去の調査状況を把握し、効果的な調査を行うために、施設ごとの立入調査及び改善指導の経過内容等の記録を認可外保育施設改善指導個別記録表（別記第２号様式）により整備するものとする。

（子育て支援課との合同立入調査）

第１４条　子育て支援課は、次の各号に該当する場合には、センター所管の施設に対して、センターと合同で立入調査を行う。

一　問題事案を有する施設に対し、立入調査を実施する必要があると認めた場合

二　特別立入調査を実施する場合

三　その他特に必要があると認める場合

（関係機関との連携）

第１５条　立入調査の円滑な実施とその実効を期するため、子育て支援課及びセンターは、相互に十分連携を図るとともに、県内各市町村との連携を十分図るものとする。

２　立入調査の実施に当たっては、保育の実施主体である市町村に対し立会いを求めるものとする。

３　防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うものとする。

（立入調査結果の報告）

第１６条　センターは、施設設置者に対して立入調査結果を通知した場合は、原則として通知した日の属する月の翌月末までに、子育て支援課及び当該施設が所在する市町村へ通知するものとする。

２　設置者から第１１条第４項による改善報告があった場合は、その内容を審査し、改善結果を付してできるだけ速やかに子育て支援課及び当該施設が所在する市町村へ通知するものとする。

３　立入調査の結果、新たに基準をすべて満たしていることを確認した施設又は基準を満たす旨の証明書を交付されていた施設であって基準を満たさなくなったことを確認した施設については、別に定める「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付事務処理要領」第４に従い速やかに知事に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年７月１日から施行する。

この要領は、令和２年９月１日から施行する。

別記第１号様式

第　　号
年　　月　　日

○○健康福祉センター長　　様

施設住所
施　設　名
設置者氏名　　印
（法人の場合は、法人名称及び
代表者職・氏名）

年度認可外保育施設立入（書面）調査の結果に対する改善状況について

年　　月　　日付け　第　　号（処理番号　－　　）で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり、指導事項改善状況報告書に関係書類を添えて提出します。

（処理番号）には、通知文の別記右上の処理番号を記入してください。

別紙

指 導 事 項 改 善 状 況 報 告 書

施設名：　　処理番号　　－

指導事項	改善状況	未改善事項の改善計画等	備考

注意　　報告期限後に指導事項が改善した場合は、速やかに本書により報告すること。

＜指導事項等別記＞

別記

施設名　　処理番号　　－

１　文書指導

区 分	項 目	指　導　内　容	備 考

２　口頭指導

区 分	項 目	指　導　内　容	備 考

３　助言

区 分	項 目	助　言　内　容	備 考
認可外保育施設指導監督基準には適合しているが法令等に適合していないと思われるもの			
法令等に違反するものではなく、運営の向上を図るためのもの			

別記第２号様式

認可外保育施設改善指導個別記録表

<table>
<tr><td>施　設　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>立入(書面)調査年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>立入(書面)調査職員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">指導事項</td></tr>
<tr><td>改善指導の日時</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>指導した職員名</td><td></td><td>相　手　方</td><td></td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td></td><td>指 導 方 法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">指導内容</td></tr>
</table>